

令和6年度富山県における高齢者虐待の状況について

令和7年12月25日
高齢福祉課

令和6年度に本県において把握された「養介護施設従事者等による高齢者虐待」及び「養護者（家族等）による高齢者虐待」の状況についてご報告します。

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待

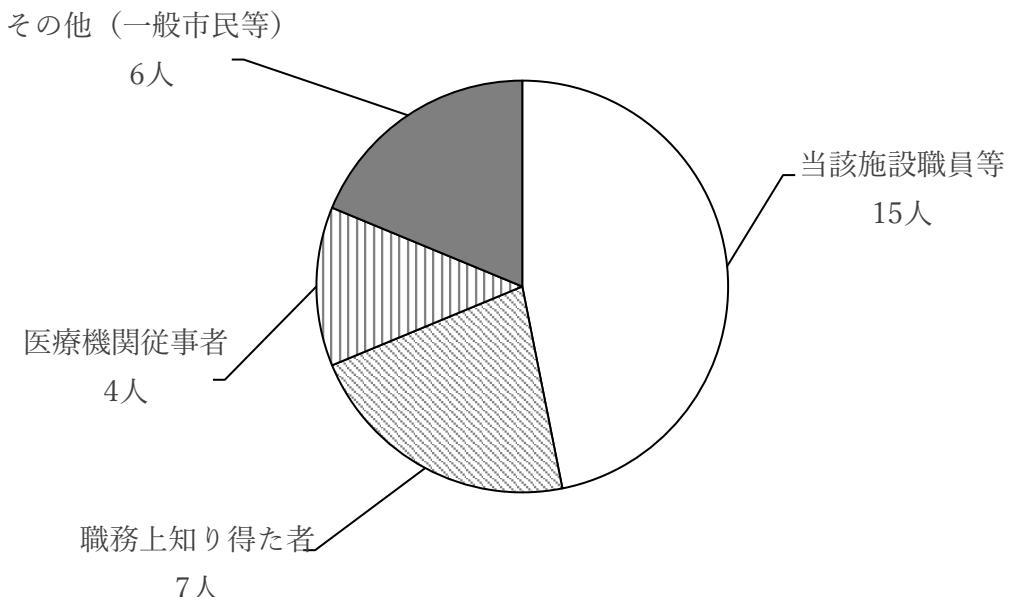
（1）相談通報件数及び虐待判断件数

本県における令和6年度の養介護施設従事者等による虐待に関する県及び市町村への相談・通報対応件数は26件で、前年度より3件増加した。また、そのうち事実確認により高齢者虐待と判断したものは6件で、前年度より2件増加した。

	令和6年度	令和5年度	増減
相談・通報件数	26件	23件	+3件
虐待判断件数	6件	4件	+2件

（2）相談・通報者

相談・通報者32人（1件の事例に対し複数の相談・通報があった場合は、重複して計上）のうち、「当該施設職員等」が15人（46.9%）で最も多く、次いで「職務上知り得た者」が7人（21.9%）であった。



(3) 虐待の状況

事例	被虐待高齢者	虐待があった 養介護施設等 の種別	虐待を行った 養介護施設従 事者等の職種	虐待の種別 (重複あり)
1	男性、80～84歳、要介護4 女性、80～84歳、要介護5 男性、80～84歳、要介護4 男性、90～94歳、要介護4 女性、80～84歳、要介護4 男性、85～89歳、要介護5 女性、80～84歳、要介護5 女性、75～79歳、要介護4 男性、85～89歳、要介護4 女性、95～99歳、要介護4 女性、95～99歳、要介護5 男性、65～69歳、要介護5 男性、65歳未満障害者、要介護5 以上13名	介護医療院	管理職、 看護職、 介護福祉士、 介護職	身体的虐待：9名 心理的虐待：7名 性的虐待：1名 介護等放棄：1名 (心理的虐待、介護等放棄を受けた障害者を含む)
2	女性、75～79歳、要介護2 女性、85～89歳、要介護3	認知症対応型 共同生活介護	介護職	心理的虐待：2名
3	女性、75～79歳、要介護4	通所介護	介護職	身体的虐待
4	女性、95～99歳、要介護5	認知症対応型 共同生活介護	不明	身体的虐待
5	男性、80～84歳、要介護3	認知症対応型 共同生活介護	介護職	心理的虐待
6	女性、95～99歳、要介護5	特別養護老人 ホーム	不明	身体的虐待、 介護等放棄

(4) 措置の状況

上記6事例の全てにおいて高齢者虐待防止法の趣旨に基づき、県又は市町村から施設等に対し指導がなされ、施設等から改善計画が提出された。

また、事例1、事例2、事例4では介護保険法に基づく改善勧告がなされ、事例1では介護保険法に基づく指定の効力の一部停止がなされた。

2 養護者（家族等）による高齢者虐待

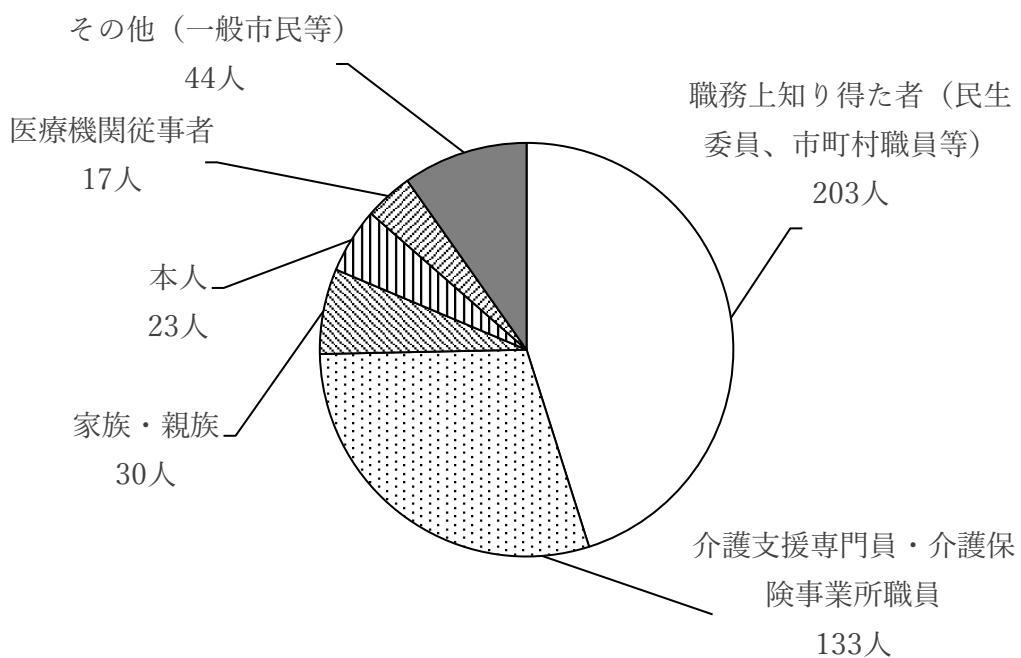
（1）相談通報件数及び虐待判断件数

本県における令和6年度の養護者による虐待に関する市町村への相談・通報対応件数は415件で、前年度より46件増加した。また、そのうち事実確認により高齢者虐待と認定したものは130件で、前年度より6件減少した。

	令和6年度	令和5年度	増減
相談・通報件数	415件	369件	+46件
虐待判断件数	130件	136件	△6件

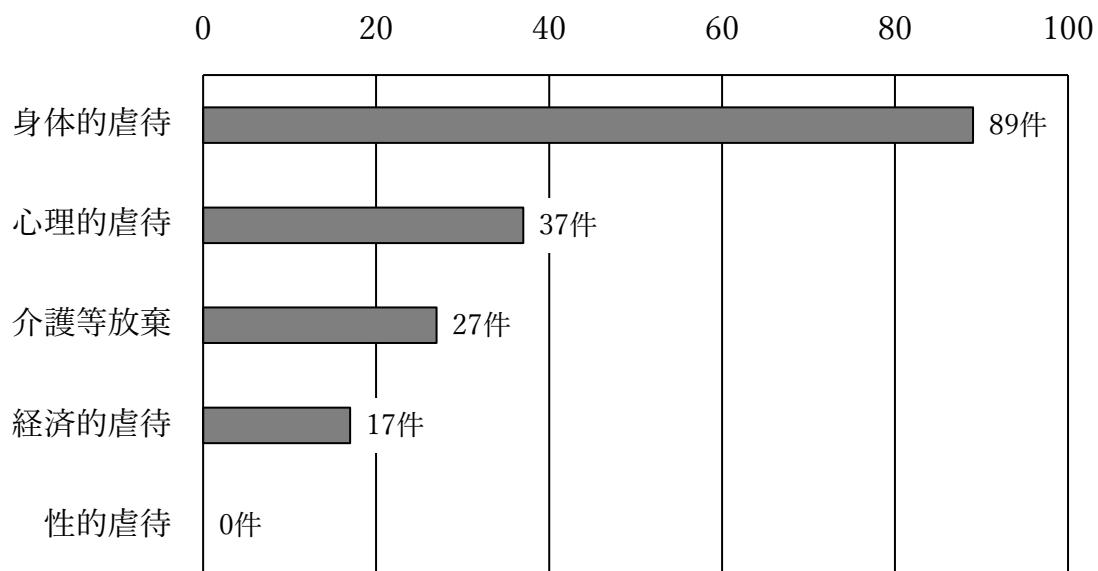
（2）相談・通報者

相談・通報者450人（1件の事例に対し複数の相談・通報があった場合は、重複して計上）のうち、「職務上知り得た者」が203人（45.1%）で最も多く、次いで「介護支援専門員、介護保険事業所職員」が133人（29.6%）、「家族・親族」が30人（6.7%）であった。



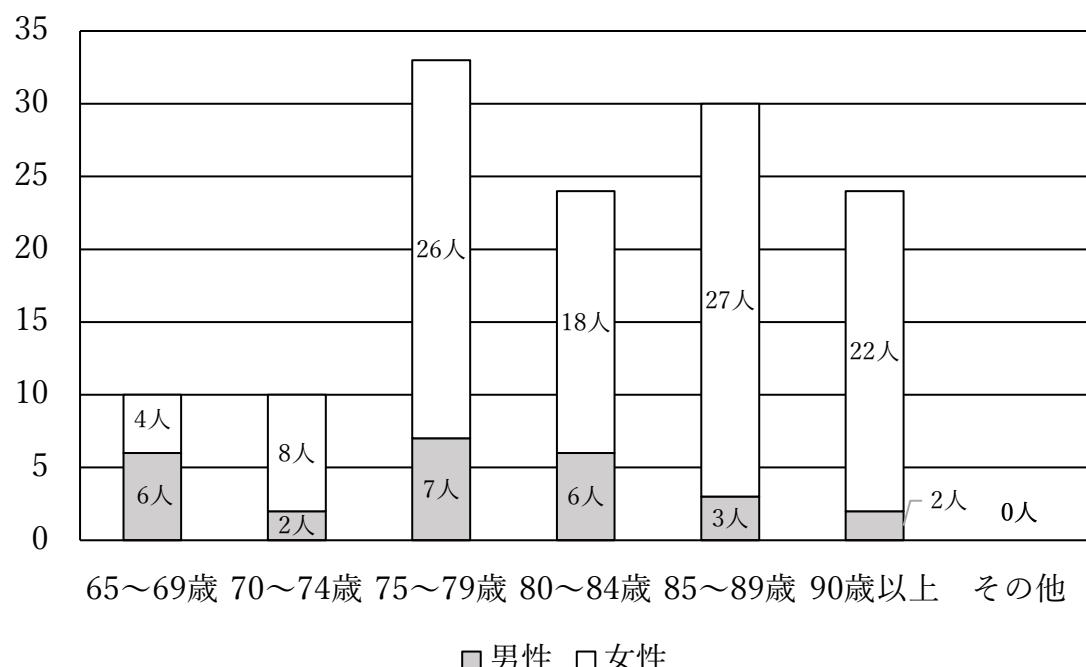
(3) 虐待の種別・類型

虐待の種別・類型のうち、「身体的虐待」が89件(52.4%)で最も多く、次いで「心理的虐待」が37件(21.8%)、「介護等放棄」が27件(15.9%)、「経済的虐待」が17件(10.0%)であった。



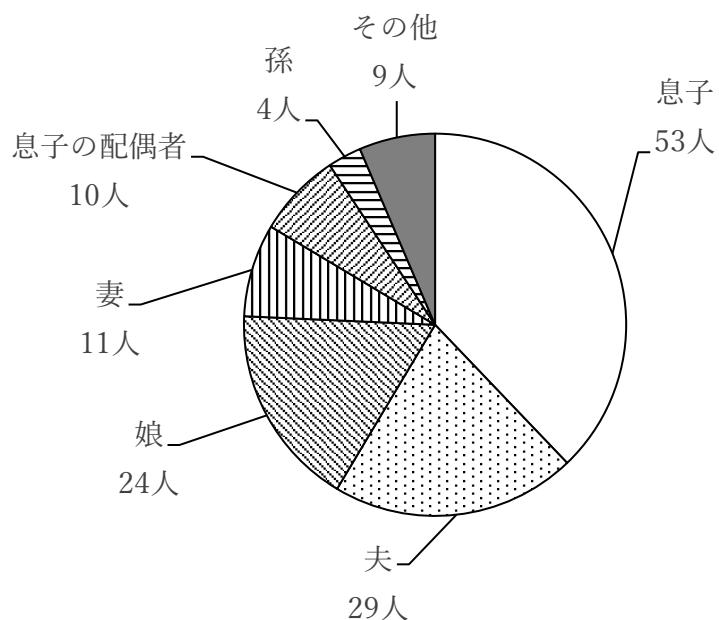
(4) 被虐待高齢者の性別と年齢

性別では、「女性」が105人(80.2%)、「男性」が26人(19.8%)と、「女性」が全体の5分の4を占めていた。年齢階層別では、「75~79歳」が33人(25.2%)で最も多く、次いで「85~89歳」が30人(22.9%)であった。



(5) 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄

虐待者の続柄は、「息子」が 53 人 (37.9%) で最も多く、次いで「夫」が 29 人 (20.7%)、「娘」が 24 人 (17.1%) であった。



(6) 虐待への対応策

虐待事例への市町村の対応として、「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った」事例が 33 人 (21.7%)、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない」事例が 84 人 (55.3%) であった。

分離を行った事例における分離方法は、「契約による介護保険サービスの利用」が 21 人 (63.6%) で最も多く、次いで「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」と「医療機関への一時入院」が同数で 4 人 (12.1%) であった。

分離をしていない事例における対応は、「養護者に対する助言・指導」が 60 件 (51.3%) で最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 26 件 (22.2%) であった。

3 県の取組み

- ・市町村職員、地域包括支援センター職員、養介護施設従事者等を対象とした高齢者虐待の防止及び対応力強化のための研修を実施
- ・介護現場での権利擁護のための取組みを指導する人材を養成する「権利擁護推進員養成研修」を実施
- ・市町村職員等が、高齢者虐待対応に関して専門家の支援を受ける「権利擁護対応相談窓口」を設置
- ・市町村虐待対応担当職員が、事例評価や虐待対応体制の改善策の検討を行う「虐待対応実務者会議」を実施
- ・介護保険法等関係法令に基づく指導時における高齢者虐待防止対策の指導
- ・ホームページでの高齢者虐待の通報先の周知等の広報啓発